

令和6年第2回鬼北町議会臨時会

令和6年8月1日（木曜日）

○議事日程

令和6年8月1日午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第41号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について

○本日の会議に付した事件

日程第4 議案第41号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 山本博士	6番 赤松俊二
7番 松下純次	8番 芝照雄
9番 福原良夫	10番 松浦司
11番 末廣啓	12番 程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都 浩明

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回鬼北町議会臨時会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第2回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

四国地方の梅雨が明けて以降、猛暑日、酷暑が続いております。昼間の社会生活、作業内容によっては、命に関わる暑さとも言われております。

議員各位、町民の皆様方には、十分注意なされるようお願いし、お見舞い申し上げます次第でございます。

さて、7月28日には、近永夏祭りと予土線駅前マルシェ in チカナガが同時開催され、暑い中、多くの方にお越しをいただきました。

また、8月4日の日曜日には、広見川上り駅伝大会を予定しております。昨年度は、台風で中止となりましたので、5年ぶりの開催となります。

これにより、コロナ禍以降中止となっておりましたイベントは、ほぼ復活することになります。

議員各位におかれましては、町行事、地域行事に対しまして、これまで同様格別の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会は、一般会計補正予算1件を提案いたしております。

御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。令和6年第2回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、芝照雄議員、9番、福原良夫議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、町長を通じ副町長、総務財政課長、企画振興課長、危機管理課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第41号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第41号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものは、多世代交流施設整備に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う町債を追加計上するとともに、財政調整基金において財源の調整をしております。

この結果、歳入歳出それぞれ6億3,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億9,350万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。

御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第41号、令和6年度一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書8ページをお開きください。

2款、1項、7目、情報管理費、13節の機器等借上料111万3,000円の減額につきましては、第2庁舎サーバー室で使用しております、大型UPS無停電電源装置の更新に当たりまして、当初予算で、令和6年度中の年間借上料を予算計上しておりましたが、稼働開始が3月になると見込まれることから、11か月分を減額するもので、減額分につきましては、債務負担行為の限度額のほうを増額いたしております。

続きまして、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の11節の手数料から、18節、水道施設負担金までにつきましては、多世代交流施設の整備に係る経費を計上いたしております。

次に、歳入予算について説明いたしますので、7ページをお開きください。

18款、2項、1目、財政調整基金繰入金、1節の財政調整基金とりくずし60万円の減額につきましては、事業に係る予算全体の財源の調整をするものであります。

それから、21款、1項、1目、総務債、8節の近永駅周辺賑わい創出事業債（過疎）6億3,710万円につきましては、多世代交流施設整備事業に係る町債を計上いたしております。

次に、第2表、債務負担行為補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

変更の1番、第2庁舎、大型UPS更新事業につきましては、サーバー室のUPS、無停電電源装置の更新に係る借上料でございまして、令和6年度分については借上料を当初予算に計上し、7年度から15年度分を債務負担行為としておりましたが、稼働開始が3月となることが見込まれることから、期間を令和15年までであったものを、令和16年までに変更し、限度額につきましても、令和6年度予算から減額した

11か月分を増額いたしております。

次に、第3表、地方債補正について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

この表につきましては、先ほどの歳入21款に計上いたしておりました町債につきまして、起債の限度額を補正するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

2款、15目、11、12、14、18節の分なんですけど、これ全部、町債を借りるということになつとると思うんですけど、この町債の返済方法をどういうふうにして返済するのか、具体的にお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

起債の償還方法についてでございますが、こちらの起債につきましては、過疎債ということになっておりまして、過疎債につきましては、償還が12年と定められております。12年のうち、据置き3年といいまして、元金の返済は3年間は据置き、3年間は利子だけで、それ以降残り9年につきましては、元金と利子を返済してまいります。

利率につきましては、財務省から借りるものでありますので、そちらのほうで利率が決定いたしまして、毎月変動をしております。直近のもので言いますと、過疎債0.8%の利率となっております。

実際には、事業が終了してから借りますので、そのときの利率ということになります。また、こちらは予算でございますので、入札等で減少金が出た場合は、実際に支払った額で借りるという形となります。

以上でございます。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、3年間据え置いて9年間で支払うということなんですけど、12年

後に、今は0.8だったのが、もし3%になったら、三六、十八のその9年分ということになると、金額にしたら物すごい利息の金額になるんじゃないかと思うんですが、その辺、3%ぐらいで計算されると幾らになるかというのは分かっていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

先ほど直近で0.8%と申し上げましたが、今現在利率上昇方向にありまして、来年、これ6年度の事業ですので、7年度に借りるとして、1%まで上がったものとしての試算はしております。現在の0.8%での試算と1%にまで上がったものとしての試算はいたしております。

仮に1%で12年で償還した場合は、6億3,710万に対して利息分が4,876万ほどということに試算はいたしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

実際、今町債が大体9億ぐらい毎年払ってると思うんですが、これまた3年後に約7,000万増えると思うんですよ。ほかの債務が減ってくるから、その辺は調整するように考えてきてるとは思うんですが、その辺は計算されていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうから、今回この事業をお認めいただくと、6億6,000万で利息がついたとして、約7億を返すとします。そのうち、過疎債というのが、毎年元利償還金が4,000万、5,000万、6,000万と。例えば6,000万になった場合には、そのうちの7割がその年の普通交付税に算入されるということでありませう。

例えばこの7億の事業を今からやっていくのに、総トータルとして、七七、四十九、4億9,000万が財政措置されて、残りの2億1,000万が税金で賄う。9年間で元金を償還するとして、1年間に実際に税金をお支払いするのが1年間に二千二、三百万が必要だという計算になります。

この事業を実施するのに、投資的な部分としてこの建設分をするのに、税金の投入はやむを得ないと考えておりますけれども、今、兵頭議員言われるように、これから新たな事業として実施するものについては、見直しもやむを得ないと考えておりますけれども、ただ、現在の減債基金の積立て、それから公的施設への基金、そこら辺りについても、しっかりと積立てをいたしておりますので、そこら辺りを御理解いただいて、この事業について推し進めたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思

います。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

この多世代交流施設なんですが、12年後に寮として必要がなくなった場合、どうするのかということも検討されているか教えてください。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、年度は何年を言われたんですかね。

○2番（兵頭 稔君）

12年。

○議長（程内 覺君）

12年。

○町長（兵頭誠亀君）

町として、いかなる事業についても、これを推し進めていって、持続的な事業として推進、あくまでも議員さん方には御説明いたしましたとおり、まちづくりの1つの柱として、北宇和高校の存続とそれから予土線の存続というものを併せて考えておりました、12年後に寮生がなくなった場合というふうなことは想定いたしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○9番（福原良夫君）

これ建設、すみません。8ページの14目で、6億2,700万円余り予算を組んでますけども、これ、ここに書いてあるのには、建設、電気、機械、全部総額でこの6億ということですかね。

それで、中学校も後で物価が上がったとかで追加が出たわけですけども、そういうのも見込んでおりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの質問ですが、こちらの工事費のほうにつきましては、建築工事、電気工事、機械設備工事、また、その他の工事といたしまして、施設予定地の東側にあります水路改修工事、あと給水管の布設替えの工事、それらをまとめたものの総額を計上させていただいているところでございます。

今の材の高騰等の部分も勘案して設計をいただいた際には、これ以上、物価高騰の上昇を影響を加味した形での積算等は考慮した上でやっけていただいている部分はありますが、実際に工事をする中で、また、いろいろと変更等が生じた場合は、ちょっと金額の変更等も生じるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この一般会計8月補正の第2号の説明資料なんですけど、この中には、そのベッドとか、そんないろんなものが含まれているかどうかというような、応接セットとかを聞きたい。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、そちらのそういった備品等につきましては、また12月、もしくは9月で大体精査をさせていただく中で、金額が固まり次第、また予算のほうでお諮りをしたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○6番（赤松俊二君）

別表第2号の内訳のところ、12節、管理委託料と伐採業務委託料、これについての内容の詳細をもう少し、予算の詳細をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、委託料のうち、管理委託料759万につきましては、多世代交流施設の建設に係る管理委託料となっております。

その下、伐採業務委託料174万5,000円につきましては、当施設の内装等につきまして、学校林を活用させていただく予定としております。そちらの学校林の伐採に係る業務委託料を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和6年第2回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました補正予算1件につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

多世代交流施設については、幅広い世代が集い、学べる地域活性化の拠点として目指しております。

来年9月の供用開始を目指し、速やかに整備を進めてまいります。

議員各位におかれましても、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和6年第2回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午前 9時21分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）